令和2年5月１５日

日光市立小中学校

児童生徒の保護者　様

日光市教育委員会

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　教育長　齋藤　孝雄（公印省略）

臨時休校に伴う給食費の対応について

日頃より、当市の教育行政にご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

このたび、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、市内小中学校が4月13日から臨時休校していることに伴い、学校給食は実施しておりません。

当市の学校給食費は年間200日前後を想定し、年間金額を12か月で均等割りをして徴収しているため、原則として月の給食実施回数での徴収はしておりません。

そこで、4月及び5月分の学校給食費について、基本的に下記のとおり対応させていただきますので、ご理解くださいますようお願いいたします。

記

1．給食費の徴収　　　　原則全額徴収

2．給食回数減の対応　　年度末に調整

3月分を徴収しない、決算報告後に返金するなど、給食施設（学校及び給食センター）の実情に合わせて対応させていただきます。

3．その他　　　　　　　給食施設ごとに発注及び支払を行っておりますので、施設ごとの実情に合わせて対応が異なる場合がございます。給食費の徴収及び給食回数減の対応に関して不明な点がございましたら、通学されている学校にご確認くださいますようお願いいたします。

|  |
| --- |
| 日光市教育委員会事務局  学校教育課 学校教育係  ℡ 0288-21-5167 |